

**教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正
する規則**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「旅券」の次に「、個人番号カードの表面、健康保険資格確認書」を加える。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。